メモリアルトネ予約システム取扱要綱

令和4年12月23日事務局長決裁

メモリアルトネ予約システム取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、メモリアルトネ予約システム(以下「予約システム」という。)を利用して火葬、 待合室、式場、霊安室の(以下「施設」という。)予約を行うために必要な要綱について定めるもの である。

(予約システムの利用の登録)

- 第2条 広域利根斎場組合(以下「組合」という。)は、あらかじめ予約システム利用登録(ID 登録)申請を行った葬祭事業者(以下「事業者」という。)に対し、広域利根斎場組合管理者(以下「管理者」という。)は、予約システムの利用権限を付与する。事業者は予約システムを利用する場合は、必ずこの要綱を確認し、遵守するものとする。
- 2 管理者は、前項による申請の内容が適当であると認めたときは、メモリアルトネ予約システム利用登録 (ID 登録)申請書 (様式第1号。以下「申請書」という。)を当該申請をした事業者に ID を交付するものとする。

(知的所有権)

- 第3条 予約システムに含まれているプログラム及びその他著作物に関する著作権、著作者、人格権並 びにそれに含まれるノウハウ等の知的所有権は、予約システムサービス提供会社に帰属し、国際著 作権条約及び日本国の著作関連法令によって保護する。
- 2 予約システムに含まれているプログラム及びその他著作物については次のように扱うものとする。
 - (1) 予約システムを修正、複製、改ざん、販売等を行わないこと。またリバースエンジニアリングを行わないこと。
 - (2) 目的の内容にかかわらず、第三者に貸与、譲渡、並びに担保の設定にしないこと。 (禁止事項)
- 第4条 予約システムの利用においては、次の行為を禁止する。
 - (1) 予約システムを当該施設の予約以外の目的で利用すること。
 - (2) 故人が存在しないにも関わらず、架空の情報で施設の予約を行うこと。
 - (3) 予約システムに対して、不正な手段でアクセスすること。
 - (4) 予約システムに対して、ウィルスに感染したファイルを送信するなどの運用妨害行為、登録した事業者以外の者が、当該事業者の ID 及びパスワードを不正に使用すること。
 - (5) 予約システムの管理及び運営を妨害し、又は予約システムを破壊すること。
 - (6) その他法令など又は公序良俗に反すると認められる行為をすること。
 - (5) その他予約システムの円滑な運用を阻害するような行為をすること。

(指導、助言等)

- 第5条 管理者は、前条の予約システムの使用について、必要な指導又は助言をする。
- 2 管理者は、前項の指導又は助言に従わず、予約システムの使用方法に不正があったと認めたと きは、一定期間の間、予約システムを利用させないことができる。

(ID 登録及びパスワードの管理)

第6条 予約システムの利用に当たって、申請時に発行する「ID」及び「パスワード」は非常に重要なもので、事業者は次の点に注意をし、自らの責任において厳重に管理する。

- (1) ID 及びパスワードは第三者に知られないように厳重に管理する。
- (2) 第三者に開示又は使用させない。また、第三者への漏洩防止に努めること。
- (3) 予約システムを利用できる者を必要最小限に限定する。
- (4) ID 及びパスワードを忘れた場合は速やかに指定の問い合わせ先に連絡し、その指示に従うこと。

(サービスの利用時間)

- 第7条 予約システムは、原則24時間365日利用可能とする。ただし、次に掲げる場合、事業者への通知を行うことなく、予約システムの運用の停止、休止、中断又は制限をする場合があります。
 - (1) 予約システムの機器メンテナンス等を行う必要のある場合。
 - (2) 予約システムの利用が著しく集中した場合。
 - (3) 予約システムに重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合。
 - (4) 天災、災害など、非常事態が発生した場合。

(システムの利用停止又は制限)

- 第8条 組合は、事業者に対し、次の各号に該当すると認められる場合、予約システムの利用を停止又は制限をすることができる。
 - (1) 予約システムをこの要綱に反して使用した場合。
 - (2) 5ヵ年メモリアルトネ予約システムの利用が無い場合。
 - (3) その他予約システムの運用において支障を及ぼし又は支障を及ぼすおそれがある場合。
- 2 利用者は、利用申請書により申請した内容に変更があった場合は、速やかに広域利根斎場組合予約システム利用登録変更(廃止)申請書(様式第2号。)により管理者に届出をするものとする。 (障害時等の措置)
- 第 10 条 予約システムが障害又はその他の理由により利用できなくなった場合には、事業者は他の方法による施設の予約を行うこととし、このことを認識した上で、予約システムを利用すること。 (免責事項)
- 第 11 条 事業者は予約システムを自己の負担、判断及び責任において利用すること。組合は、事業者が予約システムを利用したことにより発生した損害及び第三者に与えた損害について、一切の責任を負ない。また、予約システムの提供の遅延、予約システムの利用停止、休止、中断又は制限により発生した損害についても同様とする。

(管轄裁判所)

第12条 この要綱は日本国法に準拠するものとする。また、予約システムの利用又はこの要綱に関して 組合と事業者の間に生ずるすべての紛争については、日本国の裁判所を持って合意による専属的 管轄裁判所とする。

(要綱の変更)

第 13 条 組合は、事業者の承諾なく、随時この要綱を変更することができる。組合は、この要綱を変更する場合には、変更内容及び変更の効力発生時期を、当該効力発生時期までに組合所定の方法で告知するものとし、当該効力発生日に変更の効力が生じるものとする。告知された効力発生時期以降に事業者が予約システムを利用した場合には、事業者はこの要綱の変更に同意したものとする。

(個人情報の保護)

- 第14条 利用者は、個人情報の適切な処理及び管理に努めなければならない。
- 2 組合は、利用者から取得した個人情報その他の秘密を漏らしてはならない。

(予約システムへのリンク)

第15条 予約システムへのリンクは一切禁止する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年12月27日から施行する。